

ノーモア・ヒバクシャのたたかいを 未来につなぐ

糀谷陽子

こうじや ようこ
元東京都内公立中学校教員
ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会理事
子どもの権利・教育・文化 全国センター事務局次長

はじめに

「被爆者たちが歴史の証人として私たちの前からいなくなる日も、いつかは来るでしょう。しかし、この力強い記憶の文化と継続的な熱意によって、日本内外の若い世代の人々が、証言者たちの体験とメッセージを受け継いでいくことができるのです。そして彼らもまた世界中の人々を鼓舞し、伝えていくことになるでしょう。

のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長のスピーチより

私は、フリードネス委員長が「新しい」「若い」世代に期待を寄せるとともに、「被爆者の体験とメッセージ」を受け継ぐのは「私たちすべての人間の責任」だとしたことに注目した。

「すべての人間」が受け継ぐべき被爆者の「体験とメッセージ」とは何か？ 私は、学生時代に長崎の被爆者の生活史調査に参加し、話を聞かせていただいた被爆者から「先生になったらよか。私ら被爆者のこと、子どもたちに伝えてね」と背中を押されて教師になった。新卒で赴任した中学校の隣の学区に、卒論でお世話になった故永坂昭さんが勤務されていた縁で、田川時彦さん、横川嘉範さん、藤平典さん、山本典人さん、寺沢茂さんから東京の被爆教師と交流し、ずっと平和教育の研究会に参加してきた。そうした中で学び、考えてきたことをふり返り、戦後・被爆八〇年の今、私たちが受け継ぐべき「被爆者の体験とメッセージ」とは何かを考えてみたい。

被爆体験を「語る」、「聞く」とどうつなぐ

「（私の息子は原爆で亡くなったが）室長さんは生き残られたのですね」。広島師範学校の学生寮で同室だった後輩の親御さんにそう言われて、田川さんは返す言葉がなかったと言う。それ以来、東京で教師になってからも、しばらくは被爆者であることを誰にも言わなかったそうだ。ある時、教職員組合の集会で、被爆者でない人が真剣に核兵器の廃絶を訴えている姿を見て、自分の体験を話すようになった、と聞いた。

被爆者が自分の被爆体験を語ることは、すごく辛いことなのだと思う。思い出したくないこともあるだろう。その辛さを乗り越えて体験を「語る」ということ、それ自体が「たたかい」なのだと思う。

大学三年の夏、初めての生活史調査はすごく緊張した。二〜三人で組をつくり、被爆者のお宅を訪問してお話を伺う。一九四五年八月の「あの日」のことだけでなく、原爆がその後の人生にどのような影響を与えたのかをお聞きする。東京から突然やってきた初対面の学生に、どれだけのことを話していただけるのだろうか？

何十人もの聴衆の一人としてではなく、対話しながら話を引き出していかねばならない。こちら側の力量というか人間性が問われると思ひ、不安で一杯だった。

そんな私たちを、Tさんは、テーブルに所狭しと手料理を並べて、もてなしてくださった。家庭的なあなたか霧囲気の中で食事をいただいた後、涙ながらに話してくださいましたのは、それとは真逆の壮絶な体験であった。

四歳で被爆。一緒に生活していた叔母と従妹を亡くし、血のつながっていない父と二人だけの生活。原爆症の症状が現れ、働けなくなった父を看病しながら「自分で何でもした」。「貧しいからこそ、人に負けたくない」と小学校、中学校でも人一倍頑張ったが、高校には進学できなかった。その「一つだけ、悔いが残る」。一八歳で結婚し、二人の子どもに恵まれた。今は高校の購買部で働いていて、生徒さんたちとの交流が楽しい。

「後ろを振り向くことが嫌い」だし、「本当の気持ちがかかっていただけるかどうか」と思うから、語り部活動はしていない。子どもにも話していなかった。それまで大きな病気はせずに健康に暮らすことができていたが、最近持病や急病によって健康に自信をなくすようになった。父の死後、原爆手帳を市に返さず持っている

ではないが、弁当箱になみなみと入れて運んだ。それを、その人は奪い取るようにして、ゴクンゴクンと飲み干した。そして、もう一杯とねだった。……今度はなかなか飲みきれない。それどころか『私を連れて逃げてくれ』と言う。……上手に断わるすべもなく、ただ、茫然と見下ろしていた。その人は、またも『助けてくれ』と言う。しかし、私の頭には、母や甥のことしかなかった。私は、ペコリと頭を下げ、いっしょに走り去った。

浦上天主堂あたりの市街地は一面に焼け、灰が熱くて近づけなかった。自宅まであと数分という所で力尽き、その日の夜は山の中腹の芋畑の中で過ごした。翌早朝、自宅の近くに行ってみたが、我が家の目印であった大きな楠の木は跡形もなく、裏の石垣も倒れて、人影はどこにも見えなかった。母は金歯が多かったことを思い出し、辺り一面の死体や白骨化した頭蓋骨を、一つひとつ手のひらに載せて探し回ったが、とうとう母と甥の遺体を見つけることはできなかった。

出征していた兄も戦死し、独りぼっちになってしまった永坂さんは、戦後、友人の家の世話になり、代用教員となった。そこで、子どもたちの教科書のいたるところに墨が塗られていたことにショックを受ける。新憲法が

る。返してしまおうと「原爆だった」という証がどこにもない。みんなから忘れられるような気がして……。

こんなふうに話してくださったことに、私たちはどのようにこたえていったらよいのだろう。重い宿題が残された。自分の今後の生き方が問われると感じた。

原爆は「人間として死ぬことも人間らしく生きることも許さない」絶対悪の兵器

お聞きする被爆者の体験は一人ひとり違うが、共通して見えてきたのが、このことだと思う。

長崎で被爆した永坂さんは当時一七歳。学徒動員先の三菱製鋼所で被爆し、(その時はどこに投下されたのかわからなかったが)爆心地近くの自宅にいた母と甥のことが心配で、あるかないかの細い尾根道を急いでいた時だ。突然、「水を飲まして」という声が聞こえた。「びっくりしてふり返ると、髪はばらばら、衣服はぼろぼろに焼け、顔は血で真っ赤になった」三〇代ぐらいの女性が腹ばいになっていた。「最後の力を振り絞るように首を持ち上げ、『水を飲まして』とつぶやいて」いたのだ。

永坂さんは、数十メートル離れたところに灌漑用の堀を見つけ、「いつもなら汚くて、とても飲めるような水公布され、「主権在民」「基本的人権」の意味を学習した頃から「真実」とは何だろうと考えるようになっていた。敗戦直後の混乱の中では、まだわからぬことだらけであったが、教室にやってくる子どもたちにも、私の二の舞だけはさせてはならないと自覚するようになった。

東京に出て苦学しながら教員免許状を取得し、東京都の中学校教員になった。勤務していた地域で、被爆二世の六歳の子どもが脳腫瘍で亡くなったり、同じく高校三年生が突然の肝臓ガンで亡くなる場面に遭遇したりしたが、自分が被爆者であるとは公言しなかった。「私は、原爆を恨み、憎んでいた。そして、一方では、言うに言われぬ恐れも抱いていた。後遺症の恐ろしさ、とくに、遺伝の心配は、人一倍持っていた。何か世間に向かって騒ぐと、すぐにでも後遺症が出てくるような錯覚と妄想に怯えていた。そのことが、たとえ論理性がないとわかっていても、みずから原爆被爆者と名のすることに、一種のためらいを持っていたのである」。

その間、永坂さんを苦しめていたのは、「見捨てて逃げた」女性のことだった。「あのときどうして連れて行ってやらなかったのかと、自分を責めるんです。どうせ死んだんだ、ピカのせいでしょうもなかったんだ

と自分に言い聞かせても、駄目なんです」。

「教室で『困っている人がいたら助けてあげるんだよ』と教えている最中にふうっと、もう一人の自分が現れて『お前はそんな偉そうなことを言えるのか？あの時、おばさんを見捨てて逃げたじゃないか』と言っただ」と、永坂さんから聞いたことがある。

「それでね、『もう一度同じようなことがあったら、どうする？』と自分に聞いてみた。最初は『絶対助ける！』と思ったが、『いや、あの極限状態の中では、そう助けられるものではない』と思い返した。そして思った。問題は、見知らぬ女性を助けることができなかったことにあるのではなく、『人を助ける』という人間として当たり前に行うべきでなくしてしまいうような極限状態を作り出したものにあるのではないかと」。「だから、骨を拾ってあげることでできなかった母や甥、助けることのできなかったあの女性の代わりに、『あんな地獄のような極限状態を二度と作らせてはならない』と訴え続けることにした」と言われた。

「人間が人間としてあり続けることができないような地獄を作り出す原爆（核兵器）は、人間として許すことができない」—— 私たちが受け継ぐべき「体験とメッセージ」。

「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態」における犠牲は「すべての国民がひとしく受忍しなければならぬ」。これは厚生大臣（当時）の私的諮問機関である「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）が一九八〇年二月一日に報告した「意見」（答申）の一節である。

「国は原爆被爆者に対し広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講じるべき」というのが基本懇の結論であったが、それは、その当時行われていた、社会保障制度の一環としての原爆二法（一九五七年の原爆医療法と一九六八年の原爆特別措置法）に基づく施策を超えるものではなかった。

私は、基本懇答申の翌日、東京四谷の「主婦会館」（当時）で開かれた日本被団協「被爆者援護法即時制定要求緊急総決起集会」での、被爆者たちの「沸騰」するような怒りの発言の数々を忘れることはできない。「被爆者がどんなに苦しんでいるか、原爆というものがどんなに恐ろしいものであるか、これを知らない人の机上の空論だ」。「このまま挫折しておっては、われわれがこの

セージ」の一つは、このことだと思う。

国家補償の被爆者援護法の制定は核戦争を許さない証

「あの地獄の苦しみを、二度と、誰にも、味わわせてはならない」—— 自らの体験を踏まえた、被爆者の願いだと思ふ。その願いをかなえるために日本被団協は、「核兵器の廃絶」と「国家補償による被爆者援護法の制定」という二本要求をかけて運動をすすめてきた。

このうち「核兵器の廃絶」については、核兵器禁止条約という形で、国際的にも世論の広がりを得ているが、「国家補償」のほうはどうだろうか。ノーベル平和賞受賞式のスピーチで田中熙巳さん（日本被団協代表委員）は、日本政府が国家補償の要求に応じていないことを、予定原稿に付け加え、繰り返し訴えた。その意図を記者会見で聞かれた田中さんは次のように述べたという。「ふっと思つたのは、日本政府だけの問題ではない。国民の犠牲は受忍しなければならぬというのは間違っている。その間違いが世界にはびこっていると、思ふが、ぱっと頭に浮かんだ。…世界に呼びかけて、国民の

二〇年間叫び続けたことが無駄になる。死んだ人が犬死になる。これでは相済まない」。そして「こうなれば、ただ被爆者の問題でなくて、全国民への挑戦だ」という発言にハッとさせられた。

国民に対して戦争の犠牲を「受忍」せよというのは、国が始めた戦争の責任を取らないということであり、戦争を肯定することにひとしい。それは、どこから見ても、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」した日本国憲法に反するのではないかと。政府がもう戦争はしないと、いふのであれば、真つ先にすべきは、戦争の犠牲になった人に謝ることなのに、それをしないで「我慢しろ」というのが、今の日本政府の姿なのだということ、その時はじめて気づかされたように思ふ。

被爆者が、社会保障としての被爆者援護ではなく、原爆の最大の被害者である死没者に対する弔意を含んだ国家補償としての被爆者援護法を求めてきたのは、ただたんに「困っているから、助けてください」という趣旨ではない。原爆による被害を補償することは、政府に二度と戦争を起こさない、核兵器を使わせないことを約束させるということであり、「核戦争を拒否する権利」を打

資料 <核軍縮・廃絶への動き／被爆者と日本被団協のあゆみ>

	世界のうごき	日本国内のうごき	被爆者・日本被団協
1945	米軍が8月6日広島、9日長崎に原子爆弾投下	GHQのプレスコード(原爆被害の報道が禁じられた)	年内に広島で14万人、長崎で7万人が死亡
1954	太平洋ビキニ環礁においてアメリカが水爆実験	第五福竜丸などが被災 原水爆禁止を求める署名活動が始まる	
1955	第1回原水爆禁止世界大会(広島)		
1956	第2回原水爆禁止世界大会(長崎)		日本原水爆被害者団体協議会結成、各地で被爆者の会結成
1957		「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」	
1963	部分的核実験禁止条約調印	「原爆裁判」判決：原爆投下は国際法違反、「戦争災害に対しては当然に結果責任に基づく国家補償の問題が生ずる」	
1968	核拡散防止条約調印	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」	
1977	国際NGO主催「被爆者問題国際シンポジウム」(東京・広島・長崎)		
1978		在韓被爆者の孫振斗訴訟最高裁判決：「原爆医療法の制度の根底には国家補償的配慮がある」	
1980		厚生省「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について(意見)」答申：戦争被害は「受忍」すべき	
1982	第2回国連軍縮特別総会		被団協から代表団41人が参加
1984			「原爆被害者の基本要請」を発表
1985			原爆被害者調査(回答1万3千人)
1987	米ソ、中距離核戦力全廃条約調印		「折り鶴人間の輪行動」
1994		「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」：国家補償の理念は否定	
1996	国際司法裁判所が総合的意見：核兵器の使用と威嚇は…国際法違反		
2003			原爆症認定集団訴訟開始
2005	核兵器不拡散条約再検討会議		国連本部で原爆展開催(～10, 15, 22)
2010	米ロ、新戦略兵器削減条約調印		
2017	核兵器禁止条約採択(2021発効)		
2020			ヒバクシャ国際署名を国連に提出
2024			ノーベル平和賞受賞

めない。たたかいだと思っ
今年、戦後・被爆八〇年。私たちは「戦争体験を直
私たちが受け継ぐべき被爆者の「体験とメッセージ」
のもう一つが、「あの地獄の苦しみを二度と、誰にも味
わわせてはならない」ための、こうした被爆者のあきら
めない。たたかいだと思っ

を国連に提出した。
「このままでは相済まない」の言葉通り、日本被団協
は「国家補償の被爆者援護法」の制定を求め、文字通り
全会派、全国民に精力的に訴え、運動を広げていった。
一九九四年には被爆者援護法制定を求める国会議員賛同
署名が全議員の三分の二を超え、地方自治体の被爆者援
護法制定促進決議は全自治体数の四分の三に迫り、国会
請願署名は一〇〇〇万筆を突破した。二〇二〇年には
「ヒバクシャ国際署名」第一次分として一三七〇万余筆
を国連に提出した。

接聞くことのできる最後の世代」だと言われる。私は、
あの日の体験だけでなく、この八〇年間、曲がりなりに
も日本政府に戦争を起こさせず、国際社会に核兵器を使
わせないために、被爆者はじめ戦争体験者が自らの体験
をふまえ、すべての人にかかわる「人間の問題」として
「たたかっ。きたことを、しっかりと聞き、受け継
ぎ、次の世代につないでいきたいと思っ。
一九九四年に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する
法律」が成立したが、国家補償の理念に基づくものでは
ない。私たち自身の「核戦争を拒否する権利」を打ち立
てるためにも、自分の問題として、ともに「たたかい」
続けていきたい。

※永坂昭さんの体験は、森田俊男・横川嘉範編「平和教育―何
を教え語りつぐか」(明治図書一九七六年)所収の「告発す
る手のひら」、東京都原爆被害者団体協議会(東友会)編「原
爆を裁く」(労働教育センター一九八三年)所収の「私が見
捨てて逃げたおばさんの無念な気持を代弁することが、本当
の供養だと思います」からの引用。